# クリアランス制度Q&A

原子力発電所から出る廃材の
「分別方法」が新しくなりました。

日本原子力発電株式会社

# えっ！ 原子力発電所から出る廃材もリサイクルできるの？

私たちの家でも、燃えるもの、燃えないもの、リサイクルできる缶・瓶・新聞紙など

資源ゴミの分別って大変だけど、環境のことを考えて毎日ちゃんとやらなくっちゃね。

原子力発電所から出る廃材だって、同じように分けなきゃね。

これからは、原子力発電所も「クリアランス制度」っていう

分別方法で、使える廃材はリサイクルしていくそうです。

環境にやさしい社会をつくるために、

大事なことですよね。

## 「クリアランス制度」って…

これまで、「放射性物質として扱うもの」と区分してきたものの中には、安全上「放射性物質として扱う必要がないもの」も含まれていました。このようなものをリサイクルしたり、処分することができる制度を「クリアランス制度」といいます。
（原子炉等規制法第61条の二）

※「クリアランス」（clearance）という言葉はもともと解除・許可といった意味を表しており、海外の同様の制度名として使われています。

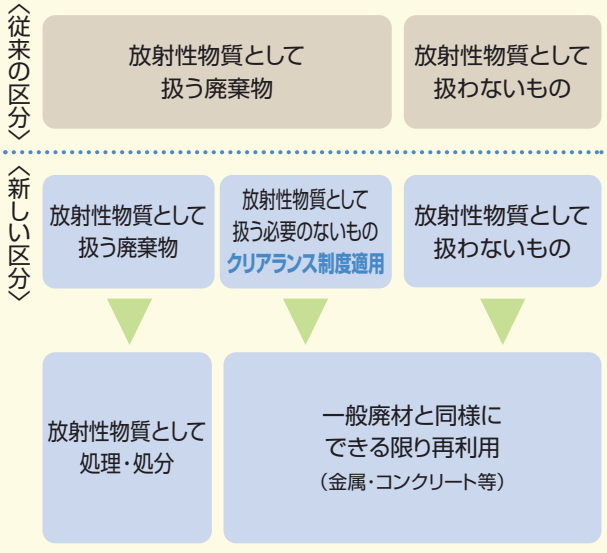

# Q 安全性のチェックは だいじょうぶ？

## A おまかせください。東海発電所では、

①「クリアランス制度」対象物の測定評価方法について、経済産業省のチェックを受けます。

②一つひとつの対象物をバーコードで管理し、それぞれ測定した後、箱に詰めます。

③ごくわずかな放射能まで測れる専用の測定器で、基準値を下回ることを確認します。

④経済産業省による測定記録の確認や抜き取り測定などのチェックを受けます。

⑤箱のまま管理し、他のものとの混同を避けます。

⑥トラックに詰めた後、念のため出口でトラックごと測定します。

そして、これらの流れを一貫して管理します。

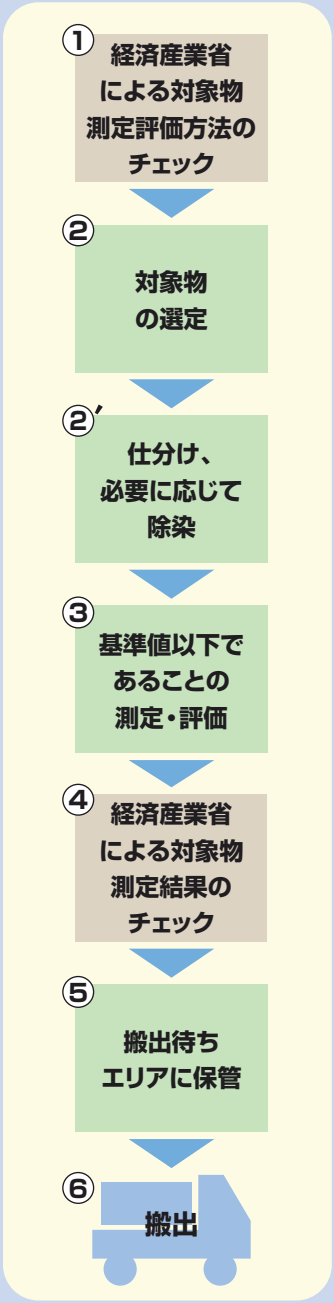

# Q リサイクルできるものかどうか、どんな基準で判断するの？

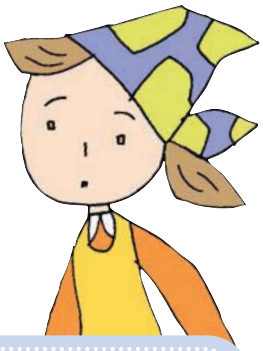

## A

対象物の放射能を測定し、「リサイクルしても身体に影響がないと国際的に認められた安全基準」を下回ることを確認してからリサイクルします。

### 対象物の例

タンク（鉄）など

配管（鉄）など

建物（コンクリート）など

### 私たちは毎日の暮らしの中でも、放射線を受けています。

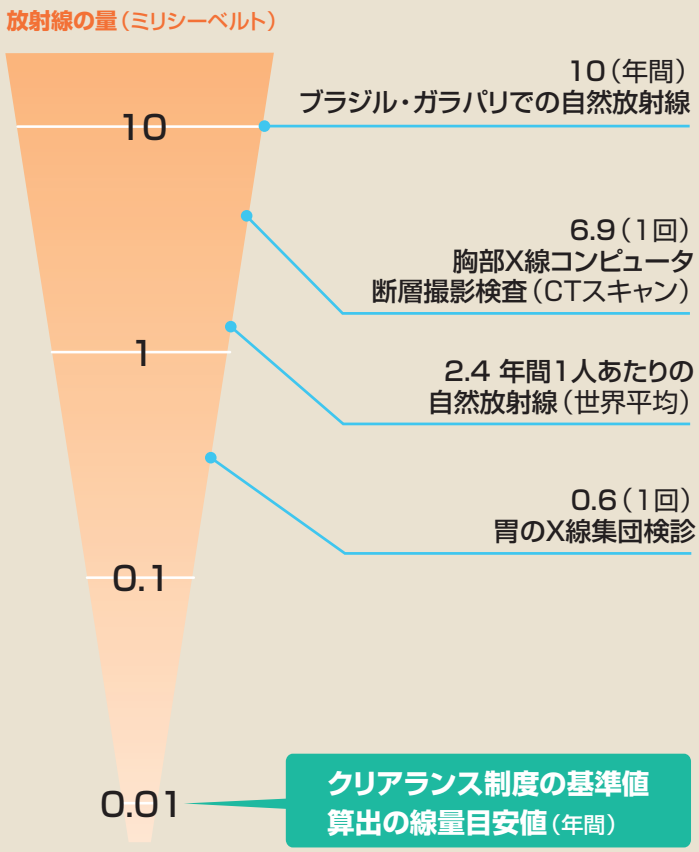


出典：放射線医学総合研究所調べ 他

# Q 「クリアランス制度」対象物はもうリサイクルされているの？

## A 現在、東海発電所は解体工事中です。この工事によって発生する対象物のリサイクルや埋設処分を徐々に進めていく予定です。

1966年に日本初の商業用原子力発電所として運転を始めた東海発電所は、1998年3月末で運転を終え、2001年末から解体工事が行われています。解体工事で出る廃棄物は、ほとんどが金属やコンクリートです。その中で放射性廃棄物として扱う必要のない「クリアランス制度」対象物は、約2割です。日本で初めて「クリアランス制度」を運用することになるため、確実に進めていきます。

### 東海発電所の「クリアランス制度」対象物

**●発生量の割合**

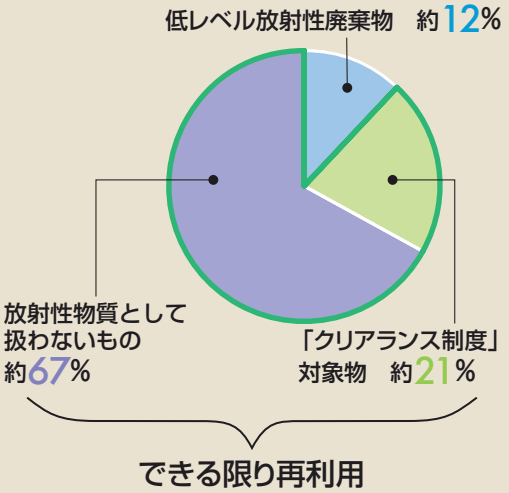


※このほか、運転中に発生した廃棄物の一部（現在発電所内に保管中）があります。

**●当面の取り扱い**

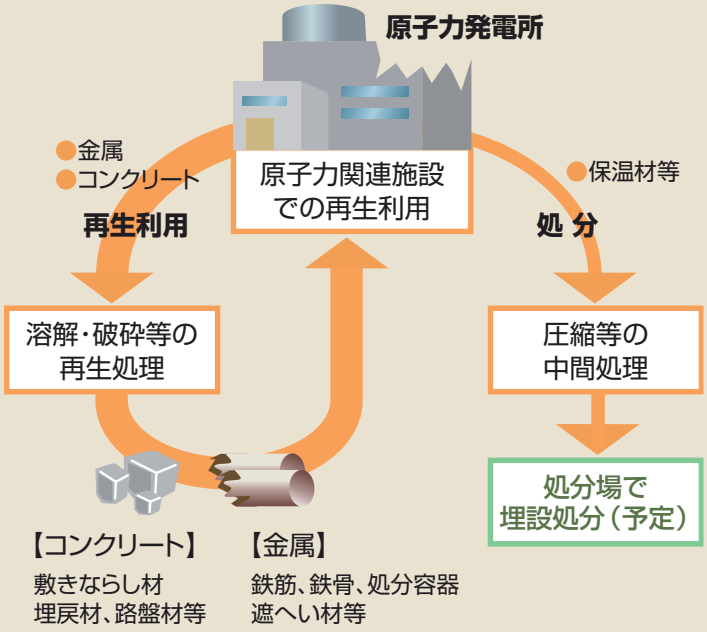


《再利用の例》

放射線を遮る金属の遮へい体（原子力関連施設に納品）

ベンチの金属部分（当社展示館に設置）

テーブルの金属部分（当社発電所内に設置）

本パンフレットの作成にあたっては、
NPO法人HSEリスク・シーキューブ東海村支部のみなさまにご協力いただきました。

本パンフレットおよび「クリアランス制度」についての
お問い合わせは、下記までご連絡ください。

**日本原子力発電株式会社**
〒101-0053 東京都千代田区神田美土代町1番地1
TEL.03-6371-7300（広報室）
〒319-1198 茨城県那珂郡東海村白方1-1
TEL.029-287-1250（東海事務所）
http://www.japc.co.jp/

「クリアランス制度」についてさらに詳しい内容については
経済産業省原子力安全・保安院のページでもご覧いただけます。
http://www.nisa.meti.go.jp/7_nuclear/04_kuri/kuri.htm

R100
PRINTED WITH SOY INK
古紙パルプ配合率100％再生紙と、
環境に配慮した植物性大豆油インキを使用しています。
2008.7